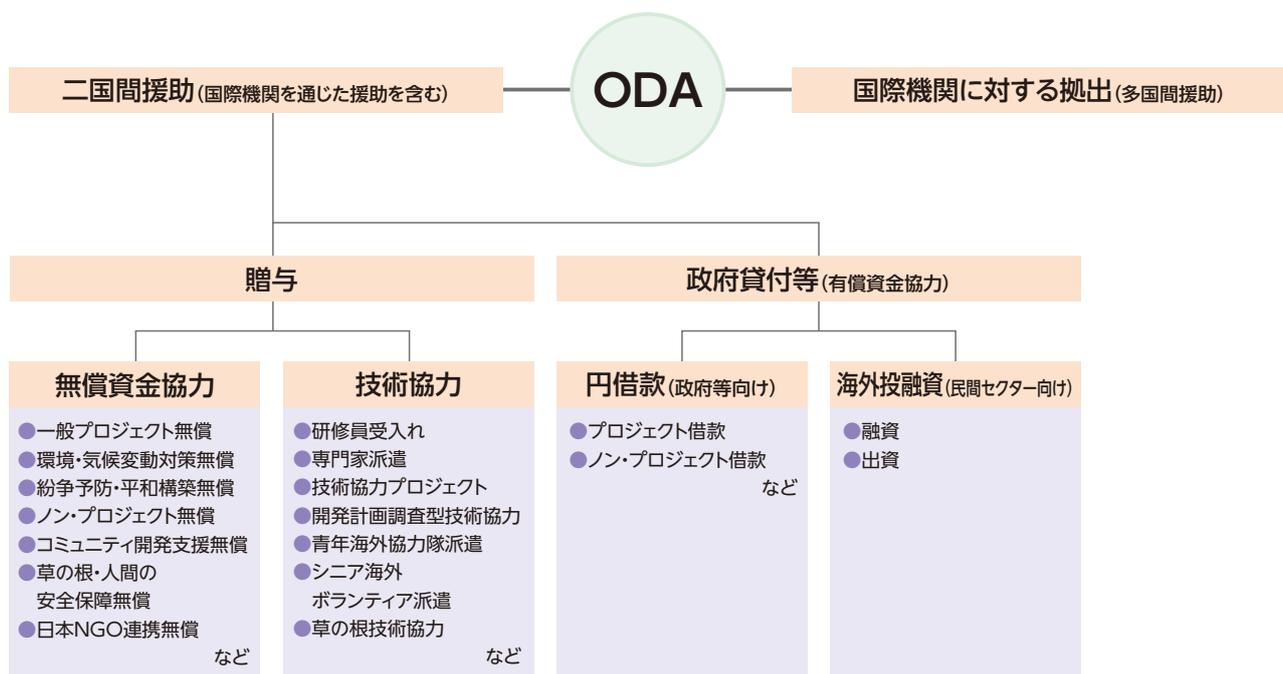


## 日本の政府開発援助 (ODA)



政府開発援助(ODA : Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構 : Organisation for Economic Co-operation and Development)のDAC(開発援助委員会 : Development Assistance Committee)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付等」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。なお、「贈与」の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。一方、「政府貸付等」は、将来、開発途上国が返済することを前提とする「円借款」があります。プロジェクト借款とは、道路、発電所、灌漑施設といった、途上国政府が行う経済・社会インフラ整備のための具体的なプロジェクト等に対し貸付を行うもの。ノン・プロジェクト借款とは、具体的なプロジェクトではなく、途上国の政策制度改善支援等のために貸付を行うもの。また、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う海外投融資も2012年10月から本格再開しました。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。